○環境省告示第百二十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項及び第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

更新された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年十月三十日

環境大臣　大塚　珠代

一　名称
仏沼鳥獣保護区

二　区域
青森県三沢市の一部（区域図省略）

三　存続期間
平成二十七年十一月一日から平成四十七年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、青森県三沢市北部に位置し、高瀬川水系の小川原湖と淋代海岸砂丘に挟まれた仏沼干拓地及びその周辺の水田地帯から成る。仏沼干拓地は耕作地として利用されていたが、現在、一部の区域については耕作が行われていない一方で、水路の維持、機械による排水、定期的な野焼き等による管理が行われていることから、草丈が多様なヨシ群落等となっている。

このような自然環境を反映して、仏沼干拓地には、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のオオヨシゴイ、絶滅危惧ⅠB類で絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）における国内希少野生動植物種のオオセッカ、絶滅危惧ⅠB類のチュウヒ及びシマクイナ、絶滅危惧Ⅱ類のコジュリン等の希少な草原性の鳥類の繁殖が確認されている。また、仏沼干拓地と一体的な周辺の水田には、冬期は、絶滅危惧Ⅱ類のオジロワシ、オオワシ等の猛禽類の生息も確認されている他、マガン、ヒシクイ等のガンカモ類の採餌及び休息の場となっている。

このように、当該区域は、ヨシ群落を中心としてオオセッカ等の希少鳥類が多種生息し、繁殖が確認されていること等から、当該区域を希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥類の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　希少鳥獣生息地の保護区として、オオセッカをはじめとする希少鳥類の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。

ロ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ハ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ニ　違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

○環境省告示第百二十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、仏沼鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年十月三十日

環境大臣　大塚　珠代

一　名称
仏沼特別保護地区

二　区域
青森県三沢市の一部（区域図省略）

三　存続期間
平成二十七年十一月一日から平成四十七年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

当該区域は、青森県三沢市北部に位置し、高瀬川水系の小川原湖と淋代海岸砂丘に挟まれた仏沼干拓地である。同干拓地は耕作地として利用されていたが、現在、一部の区域については耕作が行われていない一方で、水路の維持、機械による排水、定期的な野焼き等による管理が行われていることから、草丈が多様なヨシ群落等となっている。

草丈が約一メートルから約二メートルで中密度にヨシが繁茂する地帯には、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のオオヨシゴイ、絶滅危惧ⅠB類で絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）における国内希少野生動植物種のオオセッカ、絶滅危惧Ⅱ類のコジュリン等、草丈が約一メートル以下で低密度にヨシが繁茂する地帯には絶滅危惧ⅠB類のシマクイナ、約二メートル以上で高密度にヨシが繁茂する地帯には絶滅危惧ⅠB類のチュウヒが生息する等、希少な鳥類が多様に生息し、かつ、それぞれ繁殖が確認されている。

このように、仏沼干拓地はオオセッカを始めとする希少鳥類の繁殖地等として利用され、それらの保護上重要であることから、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥類の保護及びその生息地の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　希少鳥獣生息地の保護区として、オオセッカをはじめとする希少鳥類の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。

ロ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ハ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ニ　違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

○環境省告示第百二十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項及び第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

更新された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年十月三十日

環境大臣　大塚　珠代

一　名称
蕪栗沼・周辺水田鳥獣保護区

二　区域
宮城県登米市、栗原市及び大崎市の各一部（区域図省略）

三　存続期間
平成二十七年十一月一日から平成四十七年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、宮城県の北部に広がる平野に位置し、北上川の支流である旧迫川の氾濫原に形成された自然遊水地の沼及びその周囲の水田地帯から成る。

このような自然環境を反映して、マガン、オオヒシクイ、オオハクチョウ等のガンカモ類が毎年概ね六四〇〇〇羽程度渡来し、蕪栗沼及びその周辺の水田地帯を採餌及び休息の場、ねぐら等として利用するなど、全国でも最大級の規模の渡り鳥の越冬地として重要な区域である。その中でもマガンは、毎年六〇〇〇〇羽以上の越冬が確認されている。また、近年、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のシジュウカラガンの渡来が確認されている。

このように、当該区域はマガンを始めとする渡り鳥の越冬、採餌及び休息の場等として重要であることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　集団渡来地の保護区として、マガン、オオヒシクイ、オオハクチョウ等のガンカモ類の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。